主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人平岡啓道の上告趣意(後記)第一は、法令違反(外食券もまた財物である) 第二は量刑不当の主張であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年四月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎